

# 源泉徴収のしかた

令和8年版



## 源泉所得税の納付はキャッシュレス納付が便利です！

源泉所得税の納付は、スマホ・PC でいつでも納付ができ、現金不要で手間いらずの「キャッシュレス納付」が大変便利です。

なお、e-Tax ホームページ上に、「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設していますので、そちらを活用し、e-Tax によるキャッシュレス納付の利便性をぜひ体験してください。



## 年末調整手続は電子化で効率化！

年末調整手続を電子化することにより、保険料控除等の控除額の検算や控除証明書等のチェックが不要となるなど、年末調整手続が効率化されます。



## 「源泉徴収義務者の方」のページをご覧ください

源泉徴収義務者の方に向け、源泉徴収に関する各種手引・パンフレットや質疑応答事例などの情報を国税庁ホームページ「源泉徴収義務者の方」のページに掲載しています。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、国税庁ホームページ「源泉徴収義務者の方」のページをご覧ください。



この「源泉徴収のしかた」は、令和7年9月1日現在の所得税関係法令の規定に基づいて作成しています。

この「源泉徴収のしかた」は、給与の源泉徴収事務を中心にその概要を説明したもので、正しく源泉徴収をするため、この説明書を十分活用していただきたいと思います。

## 凡 例

1 文中で用いている略語は、次のとおりです。

所	法	所得税法（昭 40 法律第 33 号）
所	令	所得税法施行令（昭 40 政令第 96 号）
所	規	所得税法施行規則（昭 40 大蔵省令第 11 号）
措	法	租税特別措置法（昭 32 法律第 26 号）
措	令	租税特別措置法施行令（昭 32 政令第 43 号）
措	規	租税特別措置法施行規則（昭 32 大蔵省令第 15 号）
平○改正	法	所得税法等の一部を改正する法律（平○法律第△号）附則
法附則		
復興財確法		東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保 に関する特別措置法（平 23 法律第 117 号）
復興特別		復興特別所得税に関する省令（平 24 財務省令第 6 号）
所得税省令		
震災特例法		東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平 23 法律第 29 号)
実施特例省令		租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭 44 大蔵・自治省令第 1 号）
外国居住者等		外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭 37 法律第 144 号）
所得相互免除法		
外国居住者等		外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭 37 法律第 144 号）
所得相互免除規		所得相互免除規則（平 28 総務・財務省令第 5 号）
所基通		所得税基本通達（昭 45 直審（所）30（最終改正令 6 課個 2-12））
措通		昭 55. 12. 26 付直所 3-20「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」 通達（最終改正令 6 課個 2-14）
措通（源）		昭 63. 3. 31 付直法 6-8 ほか 1 課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱い 《源泉所得税関係》について」通達（最終改正令 6 課法 12-24）
措通（譲）		平 14. 6. 24 付課資 3-1 ほか 3 課共同「租税特別措置法（株式等に係る譲渡 所得等関係）の取扱いについて」通達（最終改正令 6 課資 3-10）
新型コロナ		新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例
税特法		に関する法律（令 2 法律第 25 号）

2 文中、例えば「所法9①三イ」とあるのは、所得税法第9条第1項第3号イの条項を示します。

## 目 次

第1	源泉徴収制度の概要	1
第2	給与所得の源泉徴収事務	4
I	源泉徴収事務のあらまし	4
II	給与所得の範囲	5
III	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	7
IV	源泉徴収に際して控除される各種控除	8
V	税額表の適用方法	15
VI	税額の求め方(令和8年分)	18
VII	年末調整	20
VIII	源泉徴収をした所得税及び復興特別 所得税の納付	20
IX	給与等の支払明細書の交付	21
第3	退職所得の源泉徴収事務	22
I	退職所得の範囲	22
II	退職手当等の区分	22
III	退職所得控除額	22
IV	税額の求め方(令和8年分)	23
第4	報酬・料金等の源泉徴収事務	23
I	居住者に対して支払う報酬・料金等	24

次

Ⅱ 内国法人に対して支払う報酬・料金等	25
第5 配当所得の源泉徴収事務	25
第6 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務	25
第7 その他の所得に対する源泉徴収	28
第8 その他	28
I 源泉徴収税額の過誤納額の還付	28
II 源泉徴収票及び支払調書の提出	28
III 災害被害者に対する救済	30
IV 紙与所得者で確定申告をすれば源泉徴収 税額が還付される場合	30
<i>(参考)</i>	
○ 紙与所得・退職所得等の所得税徴収高 計算書(納付書)の記載例	34

銀行、証券会社、保険会社など金融機関等が行う源泉徴収事務や公的年金等の源泉徴収事務については、「源泉徴収のあらまし」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています)をご覧ください。